

■住宅性能証明発行業務料金■

(戸建住宅料金) ()内は消費税 8 %を含む料金です。

2017年4月4日より施行

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県					備考	
■省エネルギー性(断熱性能等級4) ■高齢者等配慮対策					※1 省エネルギー性又は高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは 1.新築住宅・・・「下地張直前の工事の完了時」の検査を受検できる場合 (当社が交付したものと又は交付するもの) ①設計住宅性能評価書 ②長期優良住宅技術的審査の適合証 ③低炭素建築物の適合証(住宅) ④フラット35Sの適合証明書等 2.新築住宅・・・「下地張直前の工事の完了時」の検査を受検できない場合 (原則、当社が交付したもの) ①建設住宅性能評価書 ②フラット35Sの適合証明書等 3.既存住宅 (原則、当社が交付したもの) ①建設住宅性能評価書 ②フラット35Sの適合証明書等 4.省エネルギー性は上記「1～3」で断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上であること。(注:省エネルギー対策等級4に適合した評価書等は使用できません) 5.一次エネルギー消費量算定の外皮性能の根拠資料は、UA、η AC、η AHの数値が確認できる「1～3」の証明書。 6.高齢者等配慮対策等級は、上記「1～3」の証明書で等級3以上であること。	
項目	住宅の種別	同時検査				
		無 ※6	有 ※7	—		
省エネルギー性が確認できる証明書等 ※1	有	新築住宅	¥45,000 (¥48,600)	¥38,000 (¥41,040)		-
		既存住宅※3	¥30,000 (¥32,400)	-		-
高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等 ※1	無	新築住宅	¥63,000 (¥68,040)	¥45,000 (¥48,600)		-
		既存住宅※3	¥53,000 (¥57,240)	-		-
■一次エネルギー消費量等級4以上 上記の省エネルギー性の料金に下記の料金を加算した料金とする。						
加算する料金	新築住宅 既存住宅	¥25,000 (¥27,000)				
■耐震性又は免震建築物 (建築基準法の完了検査を実施し、検査済証の写しの提出が必要です。 ※5)						
項目	住宅の種別	同時検査				
		無 ※8	躯体検査が同時 ※9	基礎検査と躯体検査が同時 ※10		
耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等 ※2	有	新築住宅	¥50,000 (¥54,000)	¥38,000 (¥41,040)	¥26,000 (¥28,080)	
		既存住宅※4	¥35,000 (¥37,800)	-	-	
	無	新築住宅	¥73,000 (¥78,840)	¥61,000 (¥65,880)	¥49,000 (¥52,920)	
		既存住宅	-	-	-	
※2 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは 1.新築住宅・・・「基礎配筋工事の完了時」「躯体工事の完了時」の検査を受検できる場合 (当社が交付したものと又は交付するもの) ①設計住宅性能評価書(耐震等級2以上又は免震建築物に限る) ②長期優良住宅技術的審査の適合証 ③フラット35Sの適合証明書等(耐震等級2以上又は免震建築物に限る) 2.新築住宅・・・「基礎配筋工事の完了時」「躯体工事の完了時」の検査を受検できない場合(原則、当社が交付したもの) ①建設住宅性能評価書(耐震等級2以上又は免震建築物に限る) 3.既存住宅 (原則、当社が交付したもの) ①建設住宅性能評価書(耐震等級2以上又は免震建築物に限る)						
※3 既存住宅で「下地張直前の工事の完了時」を受検できない住宅。 (原則、当社が確認申請又は建設住宅性能評価を交付した住宅が対象で、資料及び現場工事写真等が必要です。)						
※4 既存住宅で「基礎配筋工事の完了時」「躯体工事の完了時」の検査を受検できない住宅が対象です。ただし、「建設住宅性能評価書(耐震等級2以上)」を交付されている住宅であることが必要です。(原則、当社が交付した評価書であること)						
※5 新築の耐震性能で申請する場合で、建築基準法の完了検査が不要の地域は、検査済証に代わる書類を提出してください。検査済証に代わる書類が無い場合は、住宅性能証明の「竣工時」の検査が必要です。(検査が必要になった場合は、追加料金をいただきます。)						
※6 「同時検査なし」とは本検査の現場検査を他の検査と同時に実施しないで単独で実施する場合。この場合は別途出張料金を追加します。						
※7 「同時検査あり」とは、竣工時の検査を当社が行う建築基準法による完了検査等と同時に実施できる場合をいう。「下地張直前の工事の完了時」の検査は単独の検査です。)但し、「下地張直前の工事の完了時」の検査を受検できる場合に限る。						
※8 「同時検査なし」とは本検査の現場検査を他の検査と同時に実施しないで単独で実施する場合。尚、竣工時は建築基準法による完了検査を実施し、検査済証の写しを提出してください。(※5による)						
※9 「躯体検査が同時」とは、当社が行う建築基準法中間検査と同時に実施できる場合をいう。尚、竣工時は建築基準法による完了検査を実施し、検査済証の写しを提出してください。(※5による)						
※10 「基礎検査と躯体検査が同時」とは、「基礎配筋工事の完了時」の検査で当社が行う建築基準法中間検査と同時に実施する場合と、「躯体工事の完了時」の検査で当社が行う建築基準法中間検査と同時に実施する場合をいう。尚、竣工時は建築基準法による完了検査を実施し、検査済証の写しを提出してください。(※5による)						
1. 取り下げ等の場合の料金 申請の受付後で検査が始まっていない時点において「取り下げ等」をした場合の料金は、基本料金の60%をお支払いください。(但し、基本料金のお支払が終了している場合は領収書の原本の返還が必要です。無い場合はご返還できません)又、検査が開始以降で「取り下げ等」をした場合は全額のお支払となります。						
2. 上記料金以外の条件の料金設定 上記料金は代表的な条件のみを表示していますので、その他の組み合わせについては当社までお問い合わせください。						
3. 検査時の提出書類 各性能に該当する現場検査時に、性能及び施工の確認ができない場合は下記の資料を提出又は提示してください。 ①該当部位の性能の確認 → 出荷証明書又は納品書、工事写真等 ②該当部位の見え隠れ部分の施工確認 → 部位及び全景の工事施工後の写真						
4. 料金表中の「-」は当社ではお引受できない項目です。						
5. 検査出張料金について 上記料金に別途、出張料金を加算しますのでご注意ください。 遠方出張料は「検査出張料金(建設住宅性能評価・住宅性能証明)」表により加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。						